

○南伊豆地域清掃施設組合の監査委員に関する条例

南伊豆地域清掃施設組合条例第18号

令和5年6月20日

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、南伊豆地域清掃施設組合の監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査方法等)

第2条 監査を行うに当たっては、下田市監査委員に関する条例（昭和39年下田市条例第16号）第2条、第3条及び第5条から第8条までの規定を準用する。

(監査結果等の公表)

第3条 監査委員が監査の結果その他を公表するときは、南伊豆地域清掃施設組合公告式条例（令和5年南伊豆地域清掃施設組合条例第2号）の例によるものとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、監査、検査及び審査の執行について必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。